

議案第 9 1 号

亀山市放課後児童クラブ条例の一部改正について

亀山市放課後児童クラブ条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 2 9 年 1 2 月 1 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

亀山市放課後児童クラブ条例（平成17年亀山市条例第89号）
の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号ただし書中「第29条」を「第29条第1項」
に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。